

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会
第 23 回ガス事業制度検討ワーキンググループ

日時 令和 4 年 8 月 22 日 (金) 10 : 00 ~ 11 : 26

場所 オンライン開催

1. 開会

○野田室長

定刻となりましたので、ただ今より総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第 23 回ガス事業制度検討ワーキンググループを開催いたします。

ガス市場整備室長の野田でございます。

委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましてはご多忙のところご参加いただき誠にありがとうございます。

本日もオンラインでの開催とさせていただきます。ウェブでの中継も行っておりそちらでの傍聴が可能となっております。

本日、大石委員、橘川委員、鈴木委員におかれましてはご欠席の連絡をいただいております。二村委員におかれましては、遅れてのご参加となるという旨の連絡をいただいております。

また、オブザーバーといたしまして、前回に引き続き日本経済団体連合会および電気事業連合会からもご参加をいただいております。また、今回から日本コミュニティーガス協会の藪内専務理事にもオブザーバーとしてご参加をいただいております。よろしく願いをいたします。

それでは以降の議事進行につきましては山内委員長をお願いをいたします。よろしく願いいたします。

2. 説明・自由討議

(1) 都市ガスの需給対策について

○山内座長

承知いたしました。どうも皆さんおはようございます。お手元に議事次第があると思いますが、議事次第に従って進めさせていただきたいと思っております。今日の議題も前回同様、都市ガスの需給対策ということでございます。

それでは、事務局から資料 3 の説明をお願いしたいと思います。よろしく願いをいた

します。

○野田室長

それでは資料3の説明をさせていただきたいというふうに思います。2ページをご覧くださいいただければと思います。

本日も議論いただきたいところがございますけれども、前回、供給対策としてのLNG調達や事業者間の融通、さらには需要対策としての需給逼迫（ひっばく）時の情報提供や経済DR・経済インセンティブの活用、個別の需要抑制について、さまざまなご意見をいただきました。

本日はこれらにつきまして、対応の方向性、考え方についてのご議論をいただきたいというふうに思っております。

その後、資料4としまして、これまで前回、前々回の議論、そして本日の議論も踏まえた形での議論の整理をしていくに当たっての骨子案ということで資料4を作成しておりますので、こちらについてもご議論をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは3ページをご覧ください。まず、LNGの調達と事業者間の融通の在り方についてでございます。先に4ページ、5ページに前回のご意見を記載しておりますので、適宜ご覧いただければと思いますけれども、調達につきましては、共同調達でありますとか、電気事業者におけるJERAのような調達主体の大きくくり化といったことのご意見、また、調達時の連携についての競争法上の位置付けといったことをご意見をいただいております。

また、高騰するスポット市場からのLNG調達についての事業者に対する金融支援でございますとか、電気事業法33条のような調達に関する国の補完的な役割というものをガス事業法に入れることを検討してはどうかというご意見もいただいたところでございました。

融通につきましては、ガスは電気と違いまして融通の手段が限られているということでもありますとか、広域機関のような存在がないということも踏まえて、例えば内航船の利用など、融通する上での制約を踏まえた可能性の確認の必要性でありますとか、物理的な制約や契約上の制約の克服の必要性、広域機関に代わる調整の主体やルール、指針の必要性といったご意見もいただいたところでございます。さらに融通の余裕がない場合にどうするかといった点についてもご意見をいただきました。

オブザーバーである日本ガス協会や電気事業連合会からは、融通について最大限の努力をしたい。ガス事業者間、電気事業者間の相互の連携が重要、可能な限り協力をしたいといったご回答があったというふうに承知をしております。

3ページに戻っていただきまして、まず1ポツ目でございますけれども、現状、電気事業者やガス事業者といった事業者は発電用や都市ガス用のLNGをそれぞれ調達しているというわけでございますけれども、個社個社の調達量の総和が、日本全体での発電用や都市ガス用等の需要に応えられる量、確保されるということが必要になるわけでございます。

さらに融通ということですと、この個社個社で見た時にLNGの調達量に余裕があると

いったところが重要になってくるわけでございます。

2 ポツ目でございます。予定していた長期契約からのLNG調達に支障が生じた場合の代替調達につきましては、これまでも各事業者が最大限の取り組みを実施しておられるわけですが、事後的な代替調達について、有事の際に個社の努力を超えるような事態が生じる可能性も念頭に事前の備えを講じることも重要ではないかということでございます。

ポツの3番目でございますけれども、電気におきましてはkWh公募を通じた燃料調達でございますとか、電気事業法上の経産大臣による燃料調達の要請といった民間事業者の調達を補完する仕組みというものがあるわけございまして、国の関与の下で全体として必要な発電用燃料を確保する仕組みがあるわけでございますけれども、一方で4ポツ目、都市ガス用のLNGにつきましては、民間事業者があらかじめ追加的にLNG調達をすることについて補完する仕組みでありますとか、国の関与の在り方としてどのようなことが考えられるかということで、国全体として供給力に余力を持つための方策について考えていければというふうに思っております。

最後の5ポツ目でございますけれども、その上で、実際の融通につきましては、電気とガスとの間の業界を越えた事業者間の融通を含む事業者間融通につきましては、LNG逼迫時のそれぞれの状況でございますとか、都市ガスの融通手段の制約といった実態も踏まえて、国と関係事業者による実務的、実効的な枠組みを整備していくということが適当ではないかというふうに考えてございます。

まず1番目は以上でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。2、経済DR・経済インセンティブの活用についてでございます。前回も複数の委員から、オブザーバーからさまざまな需要対策がある中で、まずはDR、インセンティブによる対応をというようなご意見をいただいたところでございます。

前回、前々回のご意見を踏まえての方向性の整理でございますけれども、まず1ポツ目でございます。経済DR・経済インセンティブの活用は需給逼迫時の需要対策の手段でございますけれども、需給逼迫の恐れが生じる前の段階から都市ガス事業者として主体的に講じることができる手段でもございます。

現下のLNGスポット価格が高騰している状況におきましては、例えばスポット調達を行っている事業者においては、平時においても都市ガス、非常に都市ガスの事業者にとっての意味のある、活用の意味のある手段というふうになってきていると思います。

2ポツ目でございます。また、需要家側におきましても、対価の受け取りを前提とした最適な行動を自ら選択をするということで、社会生活や経済活動への影響を最小化しつつ、都市ガスの需要を削減するといったところが期待されるというふうに思っております。

このため、都市ガス事業者においては、経済DR・経済インセンティブの活用について、その経済メリットを踏まえて、ビジネスベースでの活用に最大限取り組むということが求

められると思っております。

4 ポツ目、その際、既存の電気における経済DRのサービスの内容にとらわれることなく、都市ガス事業の特徴を踏まえた内容を検討すべきではないかというふうにしております。

続きまして9ページをご覧ください。需給逼迫に関する情報の提供でございます。

前回、日本ガス協会のほうから需給逼迫に係る情報提供の案の説明がございましたけれども、改めて需要対策を講じる必要がある場合の需要家に対する情報発信について方向性を整理していければというふうに思っております。

まず1ポツ目でございますけれども、供給対策を講じてもお必要な国内需要量を満たすことができないような万が一の場合といった時には、一定期間の需要対策を講じる必要があります。需要家に対しての需給逼迫の程度について情報発信といったところが必要になるというふうに考えております。

2ポツ目でございます。都市ガスは、電気と違ひまして、広域機関に相当する機能。例えばkWhモニタリングをするといったようなところが存在しないこととございますとか、国によるLNG在庫のモニタリング、これ、電気は行っておりますけれども、ガスにおいては行っていないというようなことがございます。LNG需給逼迫時の特別な状況におきましては、国が都市ガス用のLNGを輸入している大手ガス事業者やLNG調達事業者等から、都市ガス用のLNGの在庫量、入船の予定、想定 of 需要量等の情報提供をいただいた上で全国的な需給の状況を把握し、電気で行っているような情報提供と併せて、都市ガスについての全体的な逼迫の程度を需要家にお伝えをするといった情報発信をすることとしてはどうかということとございます。

また、最後のポツでございますけれども、前回、日本ガス協会から提案のあった情報提供に関しましては、特定のエリアにおいてLNG受け入れ基地の在庫がタンクの運用下限に達する恐れがある場合には、このような一般導管事業者による情報提供ということを通じて需要家による適切な行動につながるような情報発信といったところは有意義だというふうに思いますので、その準備というものは実務的な検討をさらに深める形で行っていかないと考えてございます。

続きまして、14ページをご覧ください。個別の需要家の需要抑制の考え方ということとございます。

個別の需要家の需要抑制につきましては、前回、使用量削減ということの産業界や経済に与える影響を加味、考慮すべきというご意見。また大口の需要家の需要抑制は手段としては最後の手段であるべきというご意見。また、個別対応については法的根拠がない中で、事業者間だけでは難しい場合もあるのではないかというような指摘、国の関与の重要性といったことについてさまざまご意見をいただいたところでございます。

また、この14ページ、1から6として、考え方を整理したいというふうに思っております。

ます。まず、1ポツでございますけれども、都市ガスの使用節約につきましては、同一供給エリア内の全ての都市ガス需要家に自主的な取り組みとしてお願いをするということを想定しております。

次に、それだけでは需給逼迫の状況が十分に改善されない場合には、2ポツとして、さらなる取り組みということが必要となりますけれども、小売事業者から個々の需要家に対し、個別に需要の抑制を要請をするということが考えられるわけでございます。

その際、家庭、商業、工業といった需要家の属性でございますとか規模、さらには都市ガスの用途や消費量、適用されている料金、都市ガス利用設備の停止や再稼働に要する時間や費用、損失や経営等への影響といったところが異なりますし、また、国民生活、社会経済、サプライチェーンへの影響もさまざまでございますので、このようなさまざまな事項への配慮が重要になるというふうに考えております。

3ポツでございます。実態として、個別の需要抑制というものにつきましては、経済DRや経済インセンティブを活用した取り組み、また需要調整などの契約に基づく取り組みといったことも含めて、需要家ごとの個々別々の任意の取り組みの積み重ねという形になっていくと考えられるところでございますけれども、大口の需要家におかれては、2ポツで挙げましたさまざまな事項もよく踏まえて調整をした上で、安定的に取り組みを実施していただくことが効果的というふうに考えてございます。

4ポツでございます。このような個々別々の任意の取り組みを、一定期間安定的かつ効果的に継続実施をするという必要がある場合には、国の関与の在り方として、もちろん需要家への要請ということもあるわけでございますけれども、最終的な手段として規制的な手段の整備についても検討が必要ではないかというふうに考えてございます。

5ポツでございます。電気におきましては電気事業法に使用制限の規定がございまして、政令において一定の対象需要家を定め、さらに実施に際しては省令や告示において病院などの社会的に重要な施設などについて適用除外や制限の緩和を定める仕組みとなっておりますけれども、都市ガスについても電気の制度を参考に検討をすることとしてはどうかということでございます。

6ポツでございます。仮に電気の制度のように対象などを政令で限定をするといったような場合には、電気とガスの特性の違いも踏まえまして改めて丁寧な検討が必要であるというふうに思っております。また、規制的な手段を今後実施をするというような場合にあっては準備期間を設けまして、対象となる供給エリア内の対象需要家でありますとか、都道府県や関係省庁などともよく調整をして、地域の実情や社会・経済活動への影響を十分に踏まえて、実施内容を決定をしていくということを想定をしておるところでございます。

18 ページ、19 ページが電気の使用制限令の概要ということでございまして、18 ページの真ん中は2011年の夏季の需給逼迫時の対応の準備の時系列といったところでございまして、19 ページにつきましては、使用制限令の除外および緩和といったものをどのような形

で整理をしているかということの資料でございます。ご参考でございます。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

本議題について、二村委員、それから大石委員からご質問とご意見ですかね、こういう内容の紙の提出がございました。

それで、これについて事務局からご紹介をお願いしたいと思います。

○野田室長

資料5、および資料6として二村委員および大石委員から事前にご意見、ご質問をいただいております。

まず、資料5、二村委員のご意見でございます。

第23回ガス事業制度検討ワーキンググループへの質問と意見。

1、事業者間でのLNGの融通について。質問と意見が2つあります。1点目は、前回大石委員から質問がありましたが、この調整をどのような枠組みで行うのかをしていくのか、経産省が間に入る形かと思いますが、その上で協議会のような形を取るのかどうか。透明性の観点からは、何らかの形をつくっていただき、記録が残るようにしていただくべきと考えます。

2点目は、ある事業者から他の事業者に融通する場合、売り渡しということになります。その際の値付けの考え方やルールは何か想定があるのかどうか。こちらも透明性や予見性という点から、何らかのルールがある方が良いのではないかと考えます。

2、ダイヤモンドレスポンスについて。ここでは安定供給のためという、いわば守りの側面から出てきている施策ですが、電気の例などを見ても新しい技術の開発・導入・普及がより効率的なエネルギーの利用を促したり、新しいビジネスの創出につながったりすることも予想される場所です。事業者の方々にはそうした側面も視野に入れて、積極的な検討をお願いしたいと思います。

3、ガス使用節約の情報提供について。こうした情報を捉えて、怪しい方法での節ガスや省エネを売り込むようなビジネスが発生しないとも限りません。特にガスの場合は安全性に問題があるような節ガス方法や機器などが出回ると非常に危険です。消費者自身もちろん注意する必要がありますが、製品安全の部局や消費者庁・国民生活センターなどとも連携して監視と啓発をしっかりと行っていただきたいと思えます。

以上が二村委員のご意見で、資料6が大石委員からのご意見でございます。

第23回ガス事業制度検討ワーキンググループへの意見で、本日の会議を欠席いたしますので意見書を提出させていただきます。

資料3、1、必要な量のLNGの調達と事業者間の融通の在り方、括弧3ページについて。予定していた長期契約によるLNG調達に支障が生じた場合の代替調達は、これまでにもガス事業者が最大限の取り組みを実施しておられますが、調達支障が生じる可能性を念

頭に、事前の備えを講じることが重要であることについて賛同します。

事業者の中には、LNGを都市ガス用と発電用に使っているところもあり、まずは自社内での融通を行い、次に導管エリア内での同業者や電気事業者に助けを求め、最終的に国を含めた公の機関への要請し他社からの融通が行われることになると考えます。

現在検討中の状況や条件とは若干違うものの、昨冬においてLNGの需給逼迫した折にはガス会社から電力会社への融通が行われたと聞いています。この折の国の関わりはどのような手順で行われたのか、これを検証することは、今後の事業者間の融通の在り方の検討において参考になるため、整理して提示いただければというふうに思います。

3、需給逼迫に関する情報提供、9ページについて。各社のLNGの在庫状況については、各事業者にとっては機微情報であるとして明らかになりにくいことを想定すると、少なくとも国が状況を把握した上での融通に関する適切な助言、指導が必要となります。需要家への適切な情報提供のためにも、国の情報収集は必要と考えます。

4、個別の需要家の需要抑制についての考え方、14ページについて。EUでは、今冬に向けて一律15%使用削減という目標を掲げているように、これまでもカーボンニュートラルに向けて、海外での需要増に加え、今後、情勢によって、さらにLNGの供給は厳しくなると予想されます。十分な供給対策を取りつつ、最悪の状況を考え、需要家への需要抑制を求める可能性を十分に仮定して、段取りを想定しておくことが重要と考えます。

効果や効率性から、大口需要家への要請から取り組むべきとの意見が主流ではありますが、小口需要家であっても、国全体として対応すべき緊急時であれば、需要抑制を求めることは必要と考えます。単に使用量を減らすだけでなく、省エネ製品への買い替えなどは、カーボンニュートラルにも資することから、消費者が行動に移しやすい情報提供を行う必要があると考えます。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは以上の事務局の説明に関しまして、ご質問あるいはご意見を、今ありましたらご発言願いたいと思います。

発言ご希望の方はTeamsのコメント欄、大丈夫ですか、コメント欄にお名前と発言希望の旨を記入して、こちらにお知らせいただきたいと思います。順次ご指名させていただきます。

あと、もちろん、金融機関の方でコメント欄使えない場合は手挙げでも結構でございます。よろしく願いいたします。

いかがでしょう、今、事務局からご説明のありました、われわれ都市ガスの需給対策進めてきたわけですが、資料4にありますように、こういった骨子でいったらどうか、その元になるのが資料3ということになりますが、何かご意見、ご質問とかございましたら、いかがでございましょう。

○山内座長

小林委員があれですかね、ご発言ご希望でしょうか。

それではどうぞ小林委員、ご発言ください。

○小林委員

はい、ありがとうございます。小林でございます。

大変分かりやすくおまとめいただきまして、ありがとうございます。これまでの経緯も含めて、きちんと意見が取りまとめられてるということには感謝いたします。

経済DRに関して意見を述べたいと思います。この資料の6ページの中で、LNGスポット価格が高騰してる状況では、こういった経済DRが活用の意味あるということでございますけれども、またこの見方を変えるとLNGスポット価格が高騰してない時には、恐らくあまりこのガス事業者にとっては意味があるということにはならないんじゃないかと思えます。

やはり、電気に関してはkWの削減ということがやはり非常に重要ですが、ガス事業者にとっては、このkWに相当するところがないということで、そのスポット価格—1週間とか、1カ月単位の経済的な負担が大きいということはあるかもしれませんが、そうじゃない時に関しては、例えばこれからこの制度を使ってつくっていくということになりますと、これをずっと継続してこの仕組みを運用していくということに対して、どれだけインセンティブがあるのかということについては、やはり、しっかりと議論する必要があつて、必ずしも、同じように進めていくということを推進するということについては慎重にあるべきだと考えております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。なるほど。その他にいらっしゃいますか。

草薙委員、どうぞご発言ください。

○草薙委員

ありがとうございます。草薙でございます。

経済インセンティブの活用のところから、ちょっと意見を申し上げたいというふうに思っております。

小林委員のご意見ももつともなのですけれども、基本的にガスについては電気のようにどこかの時点でのキロワットの抑制をしなければならないといった形での厳しい条件がございませんので、電気よりもガスのほうが、そもそもより各社の創意工夫の余地があるということではないかと思っております。よく言われておりますクーポンとか、ポイントといったこともあるかと思いますが、各事業者の創意工夫というのを国やJGAで吸い上げて、その良い部分を事業者間で共有していくというようなことが次の発展を促すこととなり、小林委員の懸念を払拭することにもなるのではないかというふうに思います。

次に、需要対策に取り組む判断基準の明確化について、思うところを申し述べます。

私は、ガスの需要対策というのは、経済活動に影響が出る可能性が高いということで、その実施を始めるには慎重な判断が求められるという声に賛同したいと思います。その一方で節ガスを実施するとなったら、効果が上がる蓋然性が高い方法を採用せねばなりません。個々の大口需要家などと個別に協議するという必要もありますために、迅速にアクションに移行できる仕組みが重要だと考えます。そのためには、誰が主導権を取って行うのかということを決めておくことが大事だと思います。

端的には国が主導権を取るのか、事業者が主導権を取るのかということであります。そして、どういった基準で需要対策への移行を判断するのか、あらかじめの整理が必要だとも思います。国が主導権を取って、各ネットワークの都市ガス需給状況に加えて各LNG調達事業者の代替調達の見通し、電力逼迫状況を踏まえた発電用LNGの方針などといったことを踏まえた総合的判断をするということでありましたならば、事業者、あるいはメディアもかなりの程度見通しがつく情報になっていると思います。

一方、事業者が主導権を取って需要対策に働くと、そういうことになりますと判断基準をより一層、定性的にも定量的にも共通化しておくという必要があるのではないかと思います。事業者がお客さまに契約にない節ガスを依頼するというのは、相当にハードルが高いだろうというふうに思います。従いまして、基本的には事業者に主導権を取っていただくよりは、国が主導すべきという考えに立ちたいと思います。

そして、需要家に需要抑制を協力してもらう上で、先ほども申し上げました事業者として経済DR等の活用を含め、最大限の努力を行っていただく必要があるわけではありますが、現状では、需要家に対しては法的拘束力が無いということでありますので、事業者がお願いをしても、最後は自主性に頼った需要抑制にならざるを得ません。

従いまして、このような需要抑制の実効性を高めるためには国からのメッセージは必要だと思います。そして、いずれは国の関与ということになりますが、このワーキンググループでも使用制限令を経済産業大臣が発することができるよう、ガス事業法を改正することも視野に入れるべきだと思います。

使用制限令は国会プロセスを経て法制化されるものであり、また法制化しても簡単に発令できるものではないと認識しております。政令も整備する必要があるということでございました。実際にはウクライナ紛争が長引いてもこのような使用制限令を発するような場面が出なくて済むということであってほしいと思いますが、このように使用制限令そのものを発することはなくても、その権限を背景にした、よりソフトな要請といったことが有効になるかもしれないと思いますので、依然として私はガス事業法に使用制限令の発動根拠を設けるべきであると考えます。

これからの冬に向けた準備として法制化について、できれば来年1月に間に合うようにというような趣旨のことを申し上げたこともございましたが、もしそれに間に合わなくても、今後、今回のウクライナ紛争の事態が長引くことも考えなければならないということであれば、検討を粛々と進めていただきたいと思います。

当然にどのような大口需要家在使用制限令の対象となるのか、しっかりとした検討も重要になってくるわけでありまして、これはなるべく明示的に整理されることが必要なのではないかと思います。

その意味で、資料3の、14ページの4番、5番、6番、さらに19ページの電気の使用制限令の除外および緩和規定の例も参考になります。対象とするものがどのようなものであるべきと考えるかということが重要だと思います。

前回、私は都市ガスの年間の消費量を基準として、年間50万立米以上とか、10万立米以上といった、閾値を例示しましたが、そのような議論も有益かと思います。

以上であります。よろしく申し上げます。

○山内座長

ありがとうございます。それでは次は松村委員です。どうぞご発言ください。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内座長

はい、聞こえております。

○松村委員

誠に申し訳ありませんが、先ほどの小林委員のご発言は、私はほとんど理解できませんでした。

もし、それが慎重にという言葉の意味が、自然にほっておくと、DRの採用が進むはずだから、国は何もしなくてもいいと考えてはいけないという意味だとすれば理解はできるのですが、従って国がかなりの程度関与しなければいけないというのは理解できるのですが、もし、とても難しいあるいは緊急性はないので、事業者に国がそのように働きかけて採用させることに対して慎重に、急いで契約する必要は無いとむしろ逆にブレーキをかけると言うことだとすると、私はとても違和感があります。

まず、経済DRというのがそもそも機能する、インセンティブが出てくるのは価格が高騰した時だけというのだけれど、価格が高騰してから慌て契約するのではなく、元々準備しておくべきもの。価格が高騰してようやく準備を始めて契約する、そんなお粗末な対応のために審議会で議論しているのではなく、当然事前に価格が高騰することもあり得ることを予想した上で準備し、契約しておくべきもので、高騰することがなければ契約したけど必要が無ければ発動しないのが基本だとしても、当然契約は実際に高騰する前にすべきもの。その価格が高騰する恐れがないとすれば、あらかじめ契約しておく必要はないですけど、でも供給支障が出てくる、調達できない状態が出てくるのは経済理論的にいえば価格は無限大になっているのと同じ。そのような可能性がないとすれば、そもそもこのような議論を審議会でする意味がない。実際にそういう可能性がそれなりにある。だから準備しているということなのだから、当然に安定供給をする事業者なら、やるインセンティブがあるはず。

次に、もし最終的にDRで足りなくて、規制的な手法を使わざるを得ないことになったとして、その時に、もし経済DRが十分導入されていない、事業者の努力が足りなかった結果としてそんなことになったとすれば、当然強い批判が出てくるはずだし、そうなれば、その備蓄に対して今まで以上にはるかに強い要請、規制の要望が出てきて、結局業界の負担になることはあり得ると思います。

従って、そのような事態っていうのを避けるためにも、業界も、それから需要家のほうも積極的にいろんな提案をするということは期待できると思いますし、是非していただきたい。

もし、そうでないとするならば、当然、国のほうも関与して、そのような準備が十分できるようにサポートしていくということが必要だと思います。

いずれにせよ、あの発言を業界が曲解して、だから、十分な準備はとても難しい、慎重な検討がそもそも必要なものだった、契約は急いである必要は無く、準備するふりだけして実際に逼迫してからの契約で良い、などと曲解されないように、業界のほうにも積極的に経済的なDRの開発に取り組んでいただければと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

それじゃ小林委員どうぞご発言ください。

○小林委員

小林でございます。ありがとうございます。

少し私の言葉が足りなかったということで付け加えたいと思いますけれども、準備が必要でないということを申し上げたのではなくて、このスポット価格が高騰していない時にこういったDRを発動する、発動といいますか、その運用するってことについては効果があまりないのではないかとということを申し上げたのであって、この調達が難しくなると、あるいは、その価格が高騰する時というのは大変こういった方法というのは意味があるということで、全体を意味がないということを申し上げたのではございません。

それから、やはり、準備をしっかりとするという点については、もちろん松村委員のご意見に賛同いたします。

それから、平時からこの経済DRを運用するっていうことは、すなわち省エネを推進するってことになりすけども、これはまた別の検討から進めることであって、この経済DRと連動するという意味を、その仕組みそのものから持たせるということであれば、それは大変意味があることだと思いますけども、そこはきちっと議論をして制度、この体制を構築していくということが必要かと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。

それじゃ次、又吉委員どうぞご発言ください。

○又吉委員

ご説明いただきまして、ありがとうございます。私のほうから2点コメントさせていただきたいと思います。

まずは資料3ページ目、LNGの事業者間の融通の在り方についてです。LNGの融通に関しましては、配船スケジュールとか仕向地条項など、物理的および制度的制約も多いかなと思っております。こうした複数かつ固有な事由に左右され得る制約をクリアして融通を行っていただくためには、やはり個社間の調整が必要不可欠というふうに考えております。

その点を考慮しまして、ガス業界のみならず、電力、ガス、資源開発、商社などの広義のエネルギー関連企業や関係省庁、機関が参加する官民の協議の場において臨時融通の物理的、制度的課題をあらかじめ整理しつつ、融通の在り方をケースバイケースで対応していただくのも一案かと考える次第です。

その意味では、電力ガス需給とLNG調達に関する官民連携会議というものが組成されておりますので、その場を活用した調整を深めていただくのも有効かと考えております。

また、代替調達についてなんですけれども、量を確保するための努力が個社の努力でカバーし切れないほどの経済的影響を顕在化させるリスクというのは大きいかなと思っております。

資金調達面でのサポートが必要になるケースも想定されますので、まさに事前の備えを講じること、これ重要というふうに考えております。

続きまして、資料14ページ目、需要抑制についての考え方についてです。規制的手段に基づく需要対策を実施せざるを得ない局面におきましては、事業者、国がアクションを起こせるよう、電気のようにあらかじめ仕組みを整理しておくことが重要かというふうに考えております。

先ほどご発言もありましたが、具体的には誰がどのような基準に基づき、需要対策実施に踏み切る判断をなすのかを議論しておき、整理しておくこと、これが重要かというふうに考えております。

また、需要抑制の実効性を高めるためには国からの支援、情報発信も必要不可欠と考えております。今後、使用制限令を含む措置が議論されると理解しておりますが、その法制化、非常に時間がかかるかなと思っておりますので、まさに今年の冬といった至近情勢に対応するための事前準備も必要ではないかと考える次第です。

以上です。ありがとうございます。

○山内座長

どうもありがとうございます。

それでは次、橋本委員どうぞ。

○橋本委員

すいません、橋本です。

ダイヤモンドレスポンスに関してなんですけども、私のほうから1点コメントさせていただければと思います。

その、ダイヤモンドレスポンスとか、インセンティブの活用っていうのは、需給逼迫の恐れが生じる前の段階で行う需要削減の手段としては非常に有効だなど思ってるんですけども、この需要削減には、私が考えてるところではLNGタンカーの入船のタイミングによる一時的な供給不足です。

あるいはLNGスポットが瞬間的に上昇してしまったことによる供給不足っていうんですか、それがあつた時のような、2〜3週間から1カ月程度の短期的な需要を抑制するような需要削減と、あと冬場の需要拡大に対応するっていうんですかね。需要が増えていく時期の、その増えるのを抑えるような、何ていうんですか、その需要削減っていう、いわゆる半年程度、あるいは1年程度の長期的な需要削減という、その2つの意味合いがあるのかなというふうに思っております。

ですから、ダイヤモンドレスポンスとか、あとインセンティブの活用を議論する際には1カ月程度の短期のダイヤモンドレスポンスから、半年から1年といった長期を目的としたダイヤモンドレスポンスのように分けて考えたほうがいいのかというふうに思っております。

議論が、ダイヤモンドレスポンスから外れる前に一言コメントさせていただきました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

次、木山委員どうぞ。

○木山委員

木山です。よろしくお願いたします。

需要抑制のところですが、個別の需要家を最終的に抑制する手段を設けるということは、最後の手段として持つておくということでは必要だとは思っており、その方向性自体は異存ないところです。

おそらく経済DR等の経済インセンティブを活用した取り組みを含めて、いろいろと積み重ねを重ねた上で、最後に法的手段にということになるかと思いますが、おそらく法令に基づく債主手段の前に、事実上、個別の需要家に対して需要の抑制等をお願いしていくということも求められていくように思われます。この場合、契約上の根拠がないという状況だとすると、お願いベースにならざるを得ないということになり、そうすると個々の事業者の努力としてはやはり限界があるということになると思われまので、その点については、国のほうから何かしら指針を示すことなどが必要になってくるのかなと思います。また、視点を変えると、経済DRや個々の需要家との協議においては、一定の経済的負担を行った上で、ガスの使用を制限してもらおうということになるわけであるものの、他方で規制的手段で抑制してもらえば、もしかすると何らの負担なく需要抑制が実現してしまう

みたいな逆転現象が起こってしまうとよくないと思います。そのため、規制的手段を発動する前提として、個々の事業者の自助努力やインセンティブが逆にそがれないような形で、何らか制度設計や運用を行っていく必要があるのではないかと思いましたが、その点コメントさせていただきます。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

いろいろご意見いただき、特にDRの件です、それについては各方面からいただいておりますけれども、その他、いかがでしょう。どなたかいらっしゃいます？

長谷川オブザーバーでしょうか。手を挙げてらっしゃいますけど、もし委員の方いらっしゃらなかつたら長谷川オブザーバーにご発言願いたいと思いますけど、よろしいですか。

じゃあ、どうぞ、長谷川オブザーバー。

○長谷川オブザーバー

よろしいでしょうか。

○山内座長

はい、結構です。

○長谷川オブザーバー

前回に引き続き、需要家の立場で参加します。

前回も申し上げたとおり、電力と違い、ガスの場合は節ガスを意味し、需要家の事業活動の制約に直結します。その点を念頭にご議論いただければありがたいと思います。

そうした中、前回のご議論踏まえ、まず供給側の対策が重要であること、原子力の再稼働も含め、業種の中、あるいは業種を越えた融通も含めた対策が必要であることを整理していただき、感謝申し上げます。

その上で今、ご議論になっている経済DRのあり方を考え、さらにその上で、最終手段としての規制をどうするかについて、議論を行っているものと理解します。

議論になっている資料の14ページの個別の需要家への需要抑制の要請については、先ほど木山先生からもお話がありましたが、2ポツのさまざまな事項への配慮や3ポツの需要家との調整を踏まえて、需要家にどのように要請を行うかが焦点となると存じます。加えて、4ポツの規制と、要請の関係をどう整理し、合理的かつ納得感を得られる形でいかに制度を設計するかが重要だと思います。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

委員の方が、もしいらっしゃらなければ日本ガス協会早川オブザーバー、どうぞご発言ください。

○早川オブザーバー

はい。ガス協会の早川です。

事務局におかれましては、論点を丁寧にご整理いただきまして、感謝申し上げます。

これまでも申し上げてまいりましたけれども、われわれガス業界としては需給逼迫が懸念される場合においても、まずは代替調達などの手段を講じて安定供給の継続に最善を尽くしてまいります。

その上で今回整理いただいた論点についてコメントしたいと思います。

1点目、まず、1.「必要な量のエネルギー調達の事業者間の融通の在り方」についてであります。資料にも記載していただいておりますが、都市ガスは全国大で導管ネットワークが接続されておりません。また、接続されていたとして、圧力の問題で相互融通は限定的でありますので、基本的にはLNGでの融通ということになるというふうに考えております。

一方で、まだ半分程度のLNG売買契約に仕向地条項の規定が残っていること、あるいは外国籍の船による日本国内の港間の貨物輸送ができないカボタージュ規制があることなどの制約があり、その中でいかに事業者同士のマッチングを行えるかということが重要と考えております。

このため、仕向地条項の規定の撤廃に向けた働きかけ、カボタージュ規制の緩和の検討、また、有事における業界の垣根を越えた事業者同士のマッチングのサポートをぜひ国にもお願いしたいと思います。

なお、二村委員から、透明性や予見性の観点から融通の際の値付けの考え方やルールの必要性についてご意見いただきましたけれども、有事の際のLNG融通においても、やはり経済合理性とか、それからリスクの担保というのが非常に重要と考えております。これまでの例からも融通時点のLNGスポット市場価格が一つの参考になって、基本的に各事業者間で決められてきたものと考えております。

2点目は、経済DR、経済インセンティブの活用についてであります。前回、ガス版経済DRの一例を紹介させていただき、今後も各小売事業者の参考となるようなスキームについて検討、発信していく旨をご説明いたしました。

検討すべきガス版経済DRは有事の際の追加スポット調達を減らすことを目的としたものと考えておりますが、今回の資料では、スポット価格が高騰する状況下での経済DRにも言及いただいております。確かに、こうした場合にも経済的な有効性が想定されることから、経済DRの活用も選択肢の1つとなり得るものと考えております。

その実施につきましては、経済合理性を踏まえて各小売事業者の経営判断になると思いますが、引き続きスキームについて業界として検討をしてまいりたいと考えております。

3点目は需給逼迫に関する情報提供についてであります。こちら前回のガスワーキングでご説明させていただいて、最終的な需要家への情報提供内容について、その目的や電気の状況、電気での情報提供を参照することの適切性についてご意見をいただきました。

現在、いただいたご意見を踏まえて、改めてその目的に照らしてどのような内容の情報提供が適切か、さらに検討を進めているところであります。引き続き、事務局とも連携させていただきながら実務的に詳細検討を行い、準備をしまいたいと思います。

最後に4、「個別の需要家の需要抑制」についての考え方であります。規制的手段のない現状においては、自主的な取り組みとしての都市ガスの使用節約のみで需給逼迫の状況が十分に解決されない場合に、小売事業者から個別の需要家と折衝を行って需要家との合意の下、需要抑制を行っていくことになると考えております。

この際、需要抑制の実効性をさらに高めるために、国からの休業要請も合わせて実施いただくことが重要と考えております。例えば大口需要家を対象に数値目標を設定して協力を要請するということが効果的と考えております。

需要抑制に関する対応の詳細について、引き続き事務局とも連携をしながら検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上となります。

○山内座長

ありがとうございます。委員の方、よろしいでしょうか。

それでは電気事業連合会の佐々木オブザーバーどうぞ、ご発言ください。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。電気事業連合会の佐々木でございます。資料3について1点コメントをさせていただきます。資料9ページの「決定時の需給逼迫に関する情報提供について」でございますが、3ポツ目で「LNGの在庫が産地の運用下限に達する恐れがある場合」を判断基準として、需要家の皆さまにガスの利用量削減を促す情報提供を行うこととされておりますけれども、利用量の削減をお願いする期間ですとか、合理性のある終了の判断基準、そして、それらの情報発信の在り方についても、今後実務レベルでさらなる検討が必要だと考えておりますのでよろしく願いいたします。

電事連からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。今、男澤委員からご発言ご希望ということ、どうぞご発言ください。

○男澤委員

はい、ありがとうございます。

LNGの調達と事業者間の融通の在り方について1点コメントをさせていただきます。

ガスにおける融通ですけれども、現状は、その融通元の事業者にLNGの余力があることが前提となっておりますが、今回のように日本全体で節ガスが必要という前提のもとでは、やはり業界の垣根を越えてLNGを融通すべく、ガス事業者と電気事業者の垣根を越えての連携が重要だと考えます。実際にこの事業者間の融通が実現するためには、まず、エネルギー全体で調整を行うことによって、融通するためのLNG自体を確保するといっ

た点が重要になってくると思いますので、事業者同士のこういったマッチングに関して、国がどのように関与していくか、透明性、公平性にも配慮しながら実務的な枠組みを整備していただくことが適切かと考えます。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

他にご発言のご希望はございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

いろいろな角度からご意見いただきましたんで、これ事務局のほうで後でまた整理をしていただくと思いますけど、では事務局のほうからコメントがありましたら。

○野田室長

はい。いろいろご意見いただきまして、ありがとうございます。

事前にいただいておりました二村委員、大石委員からのご質問でございますけれども、事業者間の融通の枠組みについて、二村委員からの1番目のご意見でございますけれども、記録が残るような透明性があるような形でというご意見をいただいております。

電気のほうとよく調整をしながら、どういった枠組みが実務的かつ実効的かといったところで、よく検討してまいりたいと思っております。

あとは二村委員や早川オブザーバーからもございました値付けの考え方やルールということについての透明性や予見性という点、何らかのルールをとということでございました。

早川オブザーバーからもありましたけれども、現状は相対で決められているということだと思いますし、ガス協会のガイドラインでも基本的には相対を前提としつつ、加えてかかった実費というところが一つの考え方として示されているということだと思います。こちららも融通の枠組みの中における、実務的な議論というところで整理をしていくことが大事になってくると思っております。

DRのところはいろいろなご意見をいただいていたところでございます。まさにどのタイミングでこれ実施するのかといったところ、当然、有事の時に使うためには事前の準備が必要だということでございますし、有事じゃない時に、これを積極的に活用していくというところは、二村委員からも、そういったご意見があったということかと思います。

他の委員からもそのようなご意見であったかと思っておりますので、ガス業者における引き続きのご検討を期待したいと思っております。

あとはいろいろな需要対策の実施のタイミングという点で草薙委員や又吉委員のほうからご意見をいただいたところでございます。

どういったタイミングでお願いをしていくのかといったところ、需給逼迫が特に生じていない、調達に懸念がない時にこれを行っていただくということは、さすがに難しいのだろうと思っております。

特に日本の場合はLNGという形で輸入をしていて、LNGタンクの中に都市ガスの原料を在庫しているということですので、供給が特に滞っていない時に節約をするということ

は、タンクのやりくりにも影響すると思いますので、実施のタイミングというのは、よく考えてやる必要があると思っております。一方でDRについても、積極的にそういった観点から、橋本委員からもございましたけれども、冬場の対策については活用の余地があるのではないかと考えてございます。

以上です。

全体いろいろとご意見いただきましたので、よく咀嚼（そしゃく）させていただきまして、整理をさせていただければと思っております。

取りあえず以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。

橋本委員が追加発言ですか、どうぞ。

○橋本委員

すいません、橋本です。よろしいですか。

○山内座長

どうぞ。

○橋本委員

すいません、先ほどの追加発言というか、日本ガス協会の早川さまのコメントに対して補足させていただこうかなと思っております、ちょっとコメントさせていただきます。

この1番の、必要な量のLNGの調達と事業者間の融通の在り方に関してなんですけど、これは2点ありまして、LNGの調達の話と融通のお話のこの2つありますが、融通のほうに関してなんですけれども、ガスの事業者間の融通に関しては、以前からの日本ガス協会のほうでされてたということですので、これからも引き続き全体を見ながら積極的にガス協会が融通に関わっていただけるものというふうに私は理解しております。

それプラス、あと有事に関する実際の融通に関してなんですけども、どの段階から有事と見なすのかっていう、そういうところをきちんと決めないといけないと思うんですけども、実際に有事の際の融通に関しては、やはり、LNGでの融通が現実的かなと思ってるんですけども、カボタージュ規制が緩和されるか、あるいは柔軟に運用できればLNGの融通の幅っていうのはさらに広がっていくというふうに考えております。

実際にカボタージュ規制については、国土交通大臣が特許を発行すれば外国船による国内輸送が可能になるということを知っておりますので、実際に特許というのがどれぐらいの期間で発行できるのかとか、過去にどういうケースで発行されたのかとか、そういうのを詳しく検討していく必要があるかなというふうに思っております。

あと、実際に融通する際に、非常に基本的なことではあるんですけど、各社の持つてるLNG船ごとに、どの船がどの港に入港できるのか、あるいはどの船はどの港には入港できないのかとか、あと、ローディング・アームの口径がきちんと合うのかとか、合わないのかというのを一つ一つの船に対して確認していく必要があるのかなというふうにも考

えております。その辺のところ、今後突き詰めていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか、今、手を挙げてらっしゃる方……。

武田委員が今、手挙げがありましたので、どうぞご発言ください。

○武田委員

はい、どうもありがとうございます。

融通の話になりましたので一言申し上げたいと思います。先ほど日本ガス協会さまから、仕向地条項について言及があったと思いますけれども、私も重要だと思います。国全体で撤廃に向けて働きかけを進めていくということが重要だと思います。その前提として、前回の会議から疑問に思っていることがあるのですけれども、仕向地条項の本質は転売禁止だと思うのですが、国内の転売禁止まで、産ガスの国除外事業者が許容しないのかどうかということについて、確認していただければと思います。仕向地条項は、輸出の際に必ず港をキープしておかなければできないことは理解できるのですけれども、しかし国内事業者間での転売まで求めているのかどうかについては、産ガス事業者にとってそのようなインセンティブがないようにも思いましたので、確認いただければと思います。また、先ほどの橋本先生による、カボタージュ制度について船舶法に基づく例外について調査の上、可能であれば柔軟に運用してもらいたいとご発言ですが、私も賛同したいと思います。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。カボタージュと仕向地の話はこれは、ガス協会の早川さん、何かあります。

○早川オブザーバー

ガス協会の早川です。

カボタージュについては先ほど申し上げたとおりで、今の規定だとなかなか難しいので、今後有事とか、ここで緩和が認められれば非常にありがたいというふうに思っています。

それから、仕向地のところは、契約それぞれなので一概には申し上げられませんが、過去の契約でいうと一般的には荷揚げ場所だとか港まで規定されていて、国際間のこういう取引では、契約書の文言が全てというのが一般的なもので、なかなかその解釈の余地がないというふうに運用されてきたと思っていますので、こういう緊急事態だけでも、このような制約が緩和されると非常にありがたいと思っていますところでもあります。現状としてはそのような認識を持っております。

○山内座長

ありがとうございます。

いずれにしてもあれですかね、具体的な規定、カボタージュの時のことでもそうですし、

今の契約の話もいろいろケースあると思うんで、もう少しその辺を具体的に調べていただいて、何をどういうふうにしたらいいのかっていうこと、まずそれを整理するところから始めるのかなという感じですけど。

○野田室長

ありがとうございます。そういったところがまさに融通に関して実務的な枠組みというところで調整をしていくということだと思ってございます。ありがとうございます。

○山内座長

ということです。他にいらっしゃいますか？

それでは、よろしければ資料4のほう、この整理の骨子、これについて事務局からご説明いただいて、また、ご発言、ご意見いただこうと思います。よろしく願いいたします。

○野田室長

はい。どうもありがとうございます。

それでは資料4をご覧ください。前回、前々回、そしてただ今ご議論いただいた内容につきまして、整理をしていくための骨子案ということで資料4を作成したところでございます。

まず構成でございますが、1番目に現状、2番目に検討の位置付け、3番目に供給対策、4番目が需要対策、そして5番目に中期的課題という構成としてるところでございます。

まず現状でございます。都市ガス事業者のこれまでの取り組みといったところをきちんと整理をしたいと思ってございます。

ガス事業者は、安定供給の観点からLNG調達の長期契約比率を高くするとともに、原料途絶リスク等を想定した在庫を確保している。自社のLNG調達に支障が生じた場合の代替調達といったこともしっかりと実施してこられた。

さらにLNGの受け入れ基地、容量・ガスの製造能力の面からも都市ガスの供給能力に問題はないということでございます。

こういったガス事業者の取り組みによって、これまでも、そして足元も都市ガスの需要逼迫は生じていないということ、まず現状できちんと書きたいと思ってございます。

2番目、検討の位置付けでございます。

元々、カーボンニュートラルといった動きの中で、2020年代半ばごろの世界のLNGの供給余力について厳しい見方があった中で、ロシアのウクライナ侵攻といったことを契機として、EUがロシア産の天然ガスからのトランジションといった発表しておるわけでございます。

さらには、足元ロシアからEUへの天然ガスの供給量の減少もあるわけございまして、現在、EUによるLNGの調達が増加をしておるところでございます。

こういった傾向が中期的にも継続をするという見込みでございますので、結果として、世界のLNG需給がタイトになっておりまして、また価格面でも歴史的な高水準となっているところでございます。

当面、LNG供給余力はタイトになるとことが予想されております。こういった国際的なLNG供給の構造的な変化を踏まえて、わが国のLNG調達におきましても、いずれかの国またはプロジェクトからの調達に大規模かつ中期的な支障を生じる特別な状況に備えた供給対策の強化と需要対策の準備が必要というふうに考えてございます。

3番目、供給対策でございます。今日も議論ございましたけれども、まず、必要なLNGを確保することができれば需給逼迫という事態は生じませんし、需要対策というものは不要でございますので、ここでは需要対策の前に供給対策を最大限講じることが重要であると書かせていただいております。

(1) LNGの調達と事業者間の融通、につきましては、本日の議論を踏まえて記載ぶりを検討したいと思っております。

(2) 調達に対する国の支援等でございます。国の役割としまして、前回からのご議論としてLNGの調達のための産ガス国への働きかけでありますとか、開発といったこともあると思います。

また、スポット調達による国内影響といったところに対しては事業者の調達に関する金融的な支援でありますとか、需要家のほうの支援といった取り組みの重要性に言及しております。

3番目、ガス事業者による事前の準備でございますけれども、今日まさに融通のところ、いろいろな準備の必要性、確認の必要性という議論が出たわけでございますけれども、都市ガス事業者が代替調達や、他の事業者からの融通を受ける場合につきましては、事前の相談・協議・課題の洗い出しといったところが相当程度重要になってきますので、そういった事前準備を講じるということを記載しております。

めくっていただきまして2ページでございます。

また、こういったガス事業者による事前の準備につきましては、ガス業界におきまして、あらかじめ万が一のための備えとして整理しておくべき望ましい事項といったものについての業界ガイドラインを作っていただいて、標準的な取り組みといったところを横展開していくということを期待するところでございます。

4番目、需要対策でございます。需要対策の(1)番目、都市ガス事業者側の取り組みということで丸の1番、経済DR・経済インセンティブの活用と書いております。本日の議論を踏まえまして記載を検討したいと思っております。

2番目が供給側で取り得る対策の追求ということでございます。前回までのご議論におきまして、需要家の特別な対応でありますとか、負担などを必要としないような、供給側による対策によるLNG使用の削減の可能性ということにつきましては、引き続き事業者のほうで追求をしていただくことが重要と考えてございます。

(2)番、代替エネルギー等の活用ということでございます。こちらにも非常に有意義な議論があったというところかと思っております。

まずは、代替エネルギーや手段の活用といったことがやはり需要家によってはなかなか

難しい場合もあるといったところのご意見であったかと思えます。さらには、これまで二酸化炭素の排出削減という観点から天然ガスシフトを進めてきたところでも、こういった場合の代替エネルギー等の活用といった時に、もちろん再生可能エネルギーでありますとか、合成メタンのようなカーボンニュートラルな燃料などの利用といったところが代替できれば望ましいわけでもありますが、足元で発生し得る方が一の事象におきましては、一時的な化石燃料の代替利用といったことも想定する必要があり、そういった場合には省エネルギーの取り組みを併せて実施するということが重要になってくるということかと思っております。

また、石油等に比べ、二酸化炭素の排出が相対的に小さいLPガスについての利用の可能性といったところについてもご意見をいただいたと認識しております。

(3) 番、都市ガス使用の節約の要請でございます。

特定の供給エリアにおいて都市ガスの需要量に見合った供給量を確保できない場合には、当該エリアの供給停止ということを防ぐための需要家への節約の要請が必要となると考えてございます。

①番、節約要請の対象の範囲でございますけれども、供給エリア内の全ての都市ガスの需要家が影響を受けるというような性格に鑑みまして、都市ガス使用の節約の要請につきましては、同一供給エリア内の全ての都市ガス需要家に要請することが適当であろうと考えております。

②番、要請をする場合の留意点でございます。

LNGをガスの原料としないLPガスの需要家でございますとか、国産天然ガスの需要家につきましては、LNGの不足を理由とした都市ガスの節約といったことを行っていた必要がないということでもありますとか、節電で一般的に行われるようなkWの抑制やピークシフトを求める取り組みとは違う、といったところについても、適切に需要家にお伝えをして取り組んでいただくということが重要であろうと思っております。

3ページをご覧いただければと思います。

需給逼迫に関する情報の提供につきましては、本日の議論を踏まえて記載ぶりを検討したいと思っております。

④番、節約の手段、アイデアなどの情報提供につきましては、都市ガス使用の節約に関しましては、報道でも需要家になじみが薄いといったようなご意見もございましたので、国やガス業界、ガス事業者におきまして節約のアイデア、手法についての情報発信をするとともに、ガス事業者においてさらなる節約事例の情報提供の充実を図っていくということが重要と整理をしております。

(4) 番、個別の需要抑制の取り組みにつきましては、本日の議論を踏まえて記載ぶりを検討したいと思っております。

(5) 番、事業継続計画の準備でございます。

都市ガスについても、電気と同様に、BCPの備えといったところが今後重要になって

こようかと思っております。

(6) 番、特定の用途の使用の抑制でございます。需要家や使用量にかかわらず抑制を求めることが適当と言える用途が都市ガスにあるかというような議論をさせていただきましたけれども、電気におけるネオンサインや広告塔のような、そういった用途というのは見いだしづらいといったご意見だったかと思えます。

5 番目、中期的課題でございます。

(1) 番、需給逼迫に備えた調達・在庫等の在り方の検討でございます。

都市ガス用の LNG につきましては、調達の在り方でありますとか、在庫の在り方、需要側での柔軟な調整を可能とするような仕組みなどについて今後検討を行っていきたいと思っております。

(2) 番、合成メタン・バイオガス・水素などの導入促進ということでございます。これまで 2050 年カーボンニュートラルという目標に向けて、こういった LNG を代替していくガスの導入について推進をしておったわけでございますけれども、改めてエネルギーの安定供給という観点からも取り組みを推進していくということだと思っております。

(3) 番、省エネルギー等の推進でございます。

LNG 使用量を削減するため、熱エネルギーの有効利用でございますとか、省エネルギーの取り組みの推進ということは引き続き重要と思っております。また、ガス事業者におかれては、省エネとなるガス機器ですとか需要家が簡単に省エネに取り組めるような「省エネモード」のあるガス機器といったものの開発・情報発信・普及といったところの推進を進めていただきたいと思いますと思っております。

(4) 番、小売競争政策等への需給対策の視点の反映でございます。

今後の本ガスワーキングにおける小売競争の活性化策でありますとか、都市ガス供給ネットワーク政策に関しましては、今般ご議論いただいておりますこの需給対策の視点の視点も踏まえた検討を行っていくことが適当であろうと思っております。

説明は以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

あれですね、基本的には次回ぐらいになるのかな、これを議論、整理をしてまとめたいというふうなことですが、その骨子、順番をご説明いただきました。これまで、われわれ議論したこの内容について現状、位置付けから、供給対策というところ、それから需要対策、中期的課題という形で順番にまとめていただいて、今日もかなり大きないろいろなご意見いただきましたんで、その辺も含めて融通とか、あるいはインセンティブの話、DR の、逼迫の情報提供、それから需要抑制の取り組みということで、そんな内容を入れて、こういう形でまとめたらどうかという、そういうご提案でございます。

何か、これについてお気付きの点がありましたら、ご意見等賜ればと思いますが、同じ要領でチャットで書いていただくか、手挙げでということで、今、手が挙げたのが早か

ったですか。

委員の方が先ですけれども、取りあえずは、それじゃ、東京電力E Pの佐藤オブザーバーにご発言願います。

どうぞご発言ください。

○佐藤オブザーバー

佐藤でございます。ご発言の機会いただきましてありがとうございます。

私のほうから中長期的な課題について申し上げたいと思います。事業者間融通ということで、緊急時のことですけれども、船のLNG輸送を含めまして船の融通ということで話が進んでると思いますが、基地間の融通という観点でもご検討いただければと思います。

これについては、今さらですけど、改めて熱量バンド制について検討する余地があるのではないかというふうに考えております。

現在はガス会社と電力会社のLNG基地が接続しておりませんので、非常時の融通が制約されるケースがございます。これは、電気事業用の導管が主に未熱調であり、熱量調整設備を介さなければ都市ガス導管へ接続できないということが一因になっております。

熱量バンド制が導入されれば、ガス会社と電力会社の導管接続が容易になるとともに、低熱量になると想定されるLNG代替ガスの導入促進にも資すると考えております。熱量バンド制については、過去に本ワーキングで検討され、いったんは将来的に標準熱量の引き下げを実施する方向になったと理解しておりますけれども、今般議論されている都市ガスの需給逼迫時の対応という観点も踏まえまして、改めてご検討いただけるとありがたく存じます。

私からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。委員の方のご発言ご希望で、草薙委員どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。草薙でございます。

この資料4を拝見しまして、現状を分析して検討の位置付けを示され、供給対策にも、需要対策にも目配りをいただいた上で中長期的課題にもバランスよく言及いただいております。この整理を進めていただければありがたいと思います。

私からは中期的課題につき、思うところを申し述べさせていただきたいと思います。

まず、資料4のところ、3ページの5の中期的課題の(1)ですが、ここは需給逼迫に備えた調達、在庫等の在り方の検討を進めるということで、都市ガス用のLNGについて共同調達を含む調達の在り方や在庫の在り方、需要側での柔軟な調整を可能とする仕組み等について今後検討を行うということになっています。これにはLNGの流通が大きく絡むと思います。

そもそも流通元の事業者にはLNGの余力があることが前提となりますが、ありがちな議論としては、民間企業として他社のことまで考えられない状況で操業する中では、LNG

を他に回すことはなかなか考えられないということであり、もし余ってもそれを他社の利益のために融通するということにはなりにくいということがあったと思います。

今日は二村委員のご質問に対して、早川オブザーバーからも、これまでの例が参考になるというご示唆がありましたし、事務局からもご説明がありまして、私は基本的には流通の手数料と利益を乗せて精算する仕組みを、今後よりしっかりとしていただければそれほどおかしなことにはならないと考えております。それで株主に対する説明責任も果たせますし、業界全体が繁栄する方向性を維持できるものと思います。

その一方でLNGを融通してもらった企業はそれに見合った対価を支払うことは当然であろうと思います。そこで、さらにしっかりと融通するスキームをつくるということにしていいただければと思っております。

例えば、調達が少し十分になされなかった事業者に対し、ローリーでLNGを運ぶというようなことも必要になるのではないかと考えます。そうなりますと、ローリー車の長距離輸送ということに対応するために、従来以上に、ローリー車そのものだけでなくローリー車の運転手の確保、提供を含め、輸送のロジ周りを丁寧にシミュレーションをしておいていただきたいと思っておりますし、さらにはリロードの機能を持つLNGタンクと、そうでないLNGタンクがありますけれども、リロードの機能を持ったLNGタンクにはハブの機能を持っていただいて、正当な対価を受けながら他社のLNGタンクに融通するというような特殊な役割を果たしていただくといったようなこと、そういう前もってできる準備を丁寧にしっかりとやっていただきたいと思っております。

それから、中長期的課題（2）のところですけれども、2050年のカーボンニュートラルを前倒しで実現するというような意気込みでこの難局を乗り切るというシナリオを描いていただくことも重要ではないかと思っております。

かつてできていたバイオガスの製造を中断されたようなところは、製造を止めたまま製造設備は残っているというところもあると思っております。そういったことをまた製造を再開するといった形に持っていけないのか、助成金が切れてバイオガスの製造をやめてしまわれたというようなところは確かにありますけれども、例えば再度、節ガス関連のバイオガスの製造といった何らかの理由により助成金を出していただく可能性というようなことも含めて検討いただきたいと思っております。

そして、中長期的課題の（3）ですけれども、この、省エネルギー等の推進のためにエコモードがある機器を開発していただくというような話につきましては、優れたガス機器が開発された場合には従来にも増して何かの賞を差し上げたり、その他いろいろとインセンティブを開発者や販売業者に与えたりしていただきたい。そうすることでも、節ガスの効果は高まるのではないかというふうに思います。

それから、中期的課題の（4）です。熱量バンドの先ほどのご指摘は大変興味深いと思っておりました。これまで小売りの競争政策で、本来ガスワーキングが熱心にやってきたこの論点。このような形でしっかりと議論していくということにも意義があるのではないかと思

い、佐藤オブザーバーのご意見に賛同したいと思います。これはもちろん熱量バンドというものを導入したいというよりも、標準熱量の引き下げとか、さまざまな可能性をちゃんと含んで丁寧に議論するという意味合いであります。

以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。

では小林委員どうぞ。

○小林委員

はい、ありがとうございます。小林でございます。

1点だけ意見を言いたいと思います。3ページの4の需要対策の中の(5)、これ事業継続計画の準備ですけれども、都市ガスについても電気と同様にBCPの備えが重要と大ざっぱに書いてありますけれども、電気と同様というのはBCPの備えが必要であるということ表現してるだけだと思いますけれども、内容についてはかなり違っていいわけですし、都市ガスの途絶ということではなくて、都市ガスが足りないと、5%あるいは10%、15%足りないということに対してそれぞれ特に大口の需要家におかれましては十分に生産調整の備えをすることが必要だということでございますので、もう少し丁寧に表現していただくとありがたいと思っております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

委員の方、他にいらっしゃいますか？

もしよろしければ、日本コミュニティーガス協会の籾内委員、どうぞご発言ください。

○籾内オブザーバー

はい、ありがとうございます。日本コミュニティーガス協会の籾内でございます。

事務方におかれましては供給対策、需要対策そして中期的な課題と大変よくまとめていただいて、ここに感謝します。

その中で特に需要対策の中の代替エネルギーの活用の中で二酸化炭素の排出が相対的に小さいLPガスについては、需要家だけでなく、供給側における利用可能性も含めて検討が重要というふうに書いていただいております。

先ほどから熱量バンド制のところの、かつて議論した中でも出ておりましたが、確かに天然ガスからLPガスに変えて、ガス自身を供給すること自体は可能でございますが、天然ガスとLPガスはLPガスのほうが熱量が2倍ございますので、LPガスを流すのは可能ですが、使っているガス機器、湯沸かし器であるとかガスコンロは今、都市ガスを使っている機器がすぐ使えるわけではなくて、LPガスをそのままの熱量で流す際に機器を交換しないと使えないという事実であるということを少し念頭に置いていただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

他にご意見ございますか？

基本的には皆さんに内容についてご理解いただいたかと思っています。

長谷川委員、どうぞご発言ください。失礼、長谷川オブザーバー、どうぞ。

○長谷川オブザーバー

はい。ご発言の機会をいただきましてありがとうございます。

ちょっと具体的な中身っていうことでもないんですけども、資料1の1ページの3ポツの供給対策のところの書きぶりなんですけれども、供給対策、ごめんなさい、一番最初の前部分の必要なLNGを確保することができればうんぬんというところで、ちょっとここがいいのかどうかっていうのはあるんですけども、供給対策を最大限講じることが重要というそのリーズニングになるんですかねっていう部分の中で、そのやっぱりちょっと先ほど申し上げましたように電力とは違って、手段、対応の手段がピークシフトっていうものではないということで、需要活動の制約に直結するという話ということを書いていたければというのと、あと、同じことなんですけれども、ちょっとこれ誰を念頭に書くかっていうのもあるんですけども、電力との並びで捉えられる可能性もあるんですけど、違いというのも一定程度書いていただくっていうことも、例えば国民の皆さんがご覧になれる時に重要なというふうに思っておりますので、ご配慮をいただければと思います。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

いいですか、じゃ、取りあえず事務局のほうからいただいたご意見について何かコメントありましたらお願いいたします。

○野田室長

はい。皆様ありがとうございます。

大きな構成につきましては、ご異論はなかったということかなと思いました。

本日の資料3に基づく議論に関わるのところにつきましては、改めて記載ぶり等よく考えたいと思いますし、また、それ以外につきましては、本日いただいた点につきまして改めてよく記載ぶりを考えていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。今の室長のご発言にもありましたように、皆さんのご発言伺ってる限り、構成に大きな異論がなかったというふうに考えておりますが、内容についてはいろいろな視点いただきましたので、これは事務局のほうで整理していただいて、また

それ盛り込むような形でお願いしたいと思います。

それでは、よろしゅうございますかね。

3. 閉会

○山内座長

議事はこれで終了というふうにさせていただきます。本日も活発にご議論いただきましてありがとうございました。

最後に今後の予定について事務局からお願いをいたします。

○野田室長

どうもありがとうございました。次回の日程、議題につきましては改めて個別にご連絡をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○山内座長

それでは以上をもちまして第23回ガス事業制度検討ワーキンググループを終了ということにさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○野田室長

どうもありがとうございました。